

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号[二]イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

| | | |
|----------------------------------|------|------|
| 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 千分の一 | 千分の五 |
| 所有権の信託の登記 | 千分の二 | 同上 |
| 配偶者居住権の設定の登記 | 同上 | 同上 |
| 地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記 | 同上 | 同上 |

2・3 省略

4 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権若しくは配偶者居住権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴い又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号[二]の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号[二]イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

| | | |
|----|----|----|
| 同上 | 同上 | 同上 |

2・3 同上

4 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴い又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一第一号[二]の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）

| (一) 同上 | | 三十八 | 同上 | (二) 同上 | | (三) 同上 | | (四) 同上 | | (五) 同上 | | (六) 同上 | |
|-----------------|--|-----|----|---------|--|---------|--|---------|--|---------|--|---------|--|
| 四 信託業法第五十条の二第一項 | | 三十七 | 同上 | (一) 同上 | | (二) 同上 | | (三) 同上 | | (四) 同上 | | (五) 同上 | |
| 同 同 | | | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | |
| 上 上 | | | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | |
| 同 同 | | | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | | 同 同 同 同 | |
| 上 上 | | | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | | 上 上 上 上 | |

(信託法第三条第三号に掲げる
方法によつてする信託について
の特例) の自己信託に係る事務
に関する事業の登録(更新の登
録を除く。)

(五・六) 省略

五万円

三十九・百四十一の二 省略

省略

省略

百四十二 旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の
登録又は旅程管理業務等に係る登録研修機関の登録

(注) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に
する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項(旅
行業法の特例)、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一
項(旅行業法の特例)又は小笠原諸島振興開発特別措置法第
十八条第一項(旅行業法の特例)の規定により旅行業者代理
業の登録を受けたものとみなされる場合における観光圏の整
備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条
第三項(観光圏整備実施計画の認定)(同条第七項において
準用する場合を含む。)の規定による観光圏整備実施計画の
認定、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項(産業振
興促進計画の認定)(同法第十三条第二項(認定産業振興促
進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定によ
る産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置
法第十八条第一項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三
条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する
場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定は、当
該登録とみなす。

(一) 旅行業法第三条(登録)又は

第六条の四第一項(変更登録)

の規定による旅行業の登録又は
変更登録(政令で定めるものに

登録件数

一件につき九
万円

(信託法第三条第三号に掲げる
方法によつてする信託について
の特例) の自己信託に係る事務
に関する事業の登録

(五・六) 同上

百四十二 同上

同上

同上

五万円

三十九・百四十一の二 同上

省略

(一) 旅行業法第三条(登録)又は

第六条の四第一項(変更登録)

の規定による旅行業の登録又は
変更登録(政令で定めるものに

同上

同上

| | | |
|------------|--------|---------------|
| 百四十二の二、百六十 | (二) 省略 | 限り、更新の登録を除く。) |
| | 省略 | 省略 |
| | 省略 | 省略 |

| | | |
|------------|--------|------|
| 百四十二の二、百六十 | (二) 同上 | 限る。) |
| | 同上 | 同上 |
| | 同上 | 同上 |